



総務省

令和3年度電波適正利用推進員新任研修会を開催 －本年度は、動画配信による映像視聴方式で実施－

電波適正利用推進員は、地域に密着した電波の公平かつ能率的な利用の確保を目的とし、総合通信局長から「電波の適正利用に関する活動」を委嘱されて地域で活動しているボランティアの方々です。

国と民間ボランティアが一体となって電波の適正利用を推進するために、平成9年度に電波適正利用推進員制度が導入されました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、新たに推進員として活動いただく方々を対象とした電波適正利用推進員新任研修会を動画配信による映像視聴により実施します。

(期間：令和3年5月25日(火)～6月1日(火))

本研修により、電波適正利用推進員は今年度新たに9名が新任推進員として委嘱される予定であり、近畿管内2府4県の推進員は96名となります。



電波監視施策の概要説明を行う
上川電波利用環境課長
(研修動画収録模様)

電波適正利用推進員の活動内容

(1) 電波の適正な利用についての周知啓発活動

さまざまな地域のイベントなどの機会をとらえ、電波の正しい利用の必要性について周知啓発活動を展開します。

また、電波教室を開催するなどして、適切な電波利用について理解を深め、クリーンな電波環境を創るための活動を行います。

周知・啓発活動の様子



(2) 相談の窓口の紹介等

混信その他の無線局の運用を阻害する事象に関し、電波を利用する方々から相談を受け、行政相談窓口の紹介をする等の助言を行います。

(3) 電波利用環境保護活動への協力

総合通信局長からの要請を受け、総務省が行う電波の利用環境の保護と改善に関する業務に協力します。

※電波適正利用推進員の活動についての詳細は以下でご参照いただけます。

○電波適正利用推進協議会 ホームページ <https://www.cleandenpa.net/>





総務省

e-かわらばん近畿

近畿総合通信局

2021年5月26日

第289号

2/2

デジタル変革がもたらす「社会」と「地域」の新時代

6月1日は「電波の日」、5月15日から6月15日は「情報通信月間」です。

<電波の日とは>

昭和25年（1950年）6月1日に電波法、放送法及び電波監理委員会設置法が施行され、それまで政府に限られていた電波の利用が広く国民に開放されました。これを記念して6月1日が「電波の日」に定められ、今年で71回目を迎えます。

<情報通信月間とは>

昭和60年（1985年）の情報通信の制度改革を契機に情報通信の普及・振興を図ることを目的として設けられました。毎年5月15日から6月15日までの期間中に各管内で情報通信に関する様々な行事を開催しており、今年で37回目を迎えます。

2021 情報通信月間のテーマ

「デジタル変革がもたらす「社会」と「地域」の新時代」

【テーマの意味】

新型コロナウイルスの感染拡大に苦闘した2020年は、デジタル変革の重要性を広く知らしめた年でした。

2021年はデジタル化がさらに進展し、新しい社会や地域のあり方が見えてくる年になると考えます。

例年、6月1日に開催しております「電波の日・情報通信月間」記念式典については、新型コロナウイルス感染予防の観点から、令和3年度の式典は開催しないこととしました。

情報通信月間 5/15 6/15



情報通信月間推進協議会 / 総務省 <https://www.jtgn.com/>

守って！電波のルール STOP THE 不法電波！

6月1日から10日までは「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。



総務省は、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、この期間を中心に電波利用環境保護の重要性や電波利用の基本的なルールなど、重点的に電波の適正利用に関する周知・啓発活動を行っています。

近畿総合通信局においても、公共交通機関や駅などへの広報ポスターの掲示、リーフレットの配布など、多くの方に周知・啓発を行ってまいります。

3つの電波のルール

- ①無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- ②電波の利用には、原則、免許が必要です。
- ③外国規格の無線機器は、国内では使用できません。



技適マーク